

2021年2月26日

經濟部智慧財產局 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会  
法務・知的財産運営委員会

台湾「商標法一部条文改正草案」に関する意見

| 該当箇所              | 意見  | 理由  |
|-------------------|---|---|
| 現行 48-55 条 異議申立制度 | 異議申立制度を維持することを希望する。異議申立制度の廃止は、実質的に出願中の情報提供制度と請求事由が共通であることや、無効審判制度への一本化方針に基づき提案されているものと理解しておりますが、その影響は商標の権利者・出願人共に大きな負担がかかることが懸念されると考える。 | <p>台湾の商標審査実務においては識別性・類似商標の観点を含む実体審査が行われており、その質は非常に信頼度の高いものであると認識している。これまでは、審査の結果登録に至った登録商標を対象にウォッチングし、自社のブランド保護の観点で看過できない登録商標やその他懸念のある登録商標に対して異議を唱えるということが可能だったが、異議申立制度が廃止された場合、先行権者は審査によって拒絶され得る商標を含む全出願商標を注視し、審査終了前に情報提供制度の利用を検討する必要性が生じることとなるため、その負担はこれまでより増加するものと考えられる。また、情報提供制度は提供された情報を審査員が任意に参照するものであり、情報提供者は、自らが提供した資料を審査官によって参照されたのかを知る術なく、審査結果のみを知ることとなる。他方、異議申立では自社の申立内容に対する当局の見解を得ることができる点で、両制度は大きく異なるものであり併存させることの意義は依然あるものと思料する。</p> <p>なお、上記懸念に対しては、無効審判制度を活用することで解決可能との考えもあり得るが、無効審判制度は当事者系手続であるため、後願商標権者も否応なく審議への参加が求められる点で、当該商標権者の負担もまた増加することが予想される。したがって、本改正は総じて商標権者全体の負担が見込まれる改正ではないかと思料する。</p> |

(以上)